

県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果

1 「過労死等防止啓発月間」の設定

（目的） 過労死等の防止、郡上特支講師自死事案の風化防止
 （対象） 県立学校・事務局の全ての教職員
 （期間） 11/1～11/30

2 職場研修等

（1）職場研修

○郡上特支講師自死事案の風化防止と働きやすい職場づくりに向けた研修を各県立学校・事務局で実施

＜研修の主な内容＞

自死事案を題材に、過重労働やハラスメント等の防止のために職員一人一人が気をつけるべき点や相談窓口等の説明、意見交換

（参加者：県立学校等の全ての教職員）

【主な意見】

- ・どこの職場でも起こりうることに捉えて、職場での人間関係を大切に声を掛け合い、情報共有をするよう全員で心掛けていくことが必要
- ・再発防止という点で「一人で抱え込まずに同僚や上司に迷わず相談」「お互いの様子を意識し合う」など、職員自身の意識に訴えるのもよいが、そういったことができる職場環境づくりが最も重要
- ・大胆で慣習にとらわれない学校行事・業務内容・業務分担等の見直しを強力に進め、仕事量の平準化・適正化に今後も努めていきたい。

○学校長等の管理職に対し、改めて適切な労務管理等を行うよう周知徹底（10/30、11/2、11/16）

※WEB 会議システムを活用するなど、働き方に配慮した形で実施

（2）タイムマネジメント研修

○日常業務を効率的に行うため、「仕事の段取りの仕方」や「時間管理の方法」について、グループ単位で演習を行い、その検討結果を発表、意見交換

（受講者：158名 内訳：高校・特別支援学校 59名

小中学校・義務教育学校99名）

【主な意見】

- ・無駄な仕事をしないために、業務毎に目的とゴールを明確にし、どれだけの時間をかけるか考えて行うのが大切とわかった。
- ・初めて聞く話ばかりで刺激を受けた。企業ではこのような研修が盛んに行われているのだ、学校は遅れていると思った。
- ・身近な、小さなところからできる改善を積み重ねていきたい。
- ・とてもよい研修であり、若手教諭の研修プログラムで必修とすべきと感じた。

(3) ストリーミング配信研修

- 県立学校等の管理職等を対象に実施した「管理マネジメント研修(※)」の講話を5つのコンテンツ(各10分程度)に再編集し、e-Learningにより受講
(受講者:県立学校等の全ての教職員)
※講師:臨床心理士。平成30年4月~7月実施
テーマ:「メンタルヘルスとパワハラ防止について」

3 啓発等

(1) 疲労蓄積度自己診断チェックの実施

- 疲労蓄積度自己診断チェックリスト(厚生労働省作成)により自己診断
(実施者:県立学校等の全ての教職員)
- 自己診断結果に応じて、所属長による面談を実施し、医師による面接指導の申出をするよう働きかけ

【実施結果】

- ・所属長面談者 190名(実施者の3.4%)
- ・医師による面接指導受診者 8名(面談者の4.2%)

(2) 高ストレス教職員に対する医師による面接指導の実施の徹底

- ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された教職員に対して、医師による面接指導の申出をするよう働きかけ
(計4回。ストレスチェック実施期間9/17-9/30。受検率93.4%)

【実施結果】

- ・高ストレス教職員 369名(受検者の6.4%)
- ・医師による面接指導申出者 37名(高ストレス教職員の10%)

(3) 働き方改革メールマガジンの配信

- 月間中2回配信
 - ・過労死等防止啓発月間の取組紹介と取組実施の働きかけ(11/1配信)
 - ・タイムマネジメント研修参加者の感想や職場訪問結果の紹介をするとともに、自分自身で健康を維持し、働き方を見直すために、正確な勤務時間を把握することの重要性を再度周知(11/30配信)

(4) 「健康エッセンス11、12月号」でのPR

- 健康一言メッセージ(過労死等の定義、過労死等防止のために労働者自身が取り組めることなど)や健康相談窓口・健康管理事業の紹介を配信
- 11月号:10/23発行、12月号:11/20発行

4 職場訪問

○長時間労働が行われている県立学校を事務局職員が訪問し、対象の教職員と管理職から聞き取りを実施（15校43名。対象校は、平成30年上半期実績を基に選定）

【長時間労働の主な原因・課題（聞き取り結果）】

- ・学科主任や研究指定校の主担当としての業務の重なりが要因
- ・学科の教職員一名が病休に入り、学科内の教職員間で分担しているのが要因
- ・部活動指導が主な要因。ただし、心身の不調もなく、苦になっていない。
- ・授業の準備、小テストの作成・採点等が要因。学科が複数あり、教科書も異なるので、手間がかかる。

【課題への学校の対応】

- ・管理職が業務内容を適切に把握し、他の教職員による支援や業務分担の見直しを行う。
- ・部活動の活動時間や休養日の設定を考慮した活動計画の調整を行う。
- ・現状、心身の不調がなくても、長時間労働が疲労の蓄積をもたらし、過労死等の要因にもなることを教職員に説明し、意識改革を促す。
- ・教材を共有することなどにより、授業準備にかかる時間の短縮を図る。

5 市町村教育委員会における活用の働きかけ

○県教育委員会の過労死等防止啓発月間の取組を紹介（10/30 通知）

〔 職場研修で用いた資料を提供し、活用を呼びかけ
メンタルヘルスとパワハラ防止に関する研修映像を配信し、活用を呼びかけ 〕

○教育長から、市町村の教育長・教育委員に、学校における労務管理の必要性について説明（県立学校長向けの資料を活用）

（11/9 岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会）